

奈良県立都市公園条例の一部を改正する条例(案) 新旧対照表

一 奈良県立都市公園条例の一部改正(第一条関係)

改正案	現行
<p>(公園施設の使用承認)</p> <p>第八条 次の各号に掲げる公園施設を使用しようとする者(第一号に掲げる公園施設については、自動車を用いて使用しようとする者に限る。)は、知事の承認を受けなければならない。</p> <p>一 一〇四 略</p> <p>一五 平城宮跡歴史公園駐車場及び平城宮跡歴史公園乗降場</p> <p>一六及び一七 略</p> <p>二及び三 略</p> <p>(指定管理者が定める利用料金)</p> <p>第二十条 略</p> <p>(公共施設等運営権の設定)</p> <p>第二十一条 知事は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十一年法律第百十七号。以下「民間資金法」という。)第十六条の規定により、選定事業者(民間資金法第二条第五項に規定する選定事業者をいう。)に、公園の運営等(同条第六項に規定する運営等をいう。以下同じ。)に係る公共施設等運営権を設定することができる。</p> <p>(公共施設等運営権に関する実施方針の策定)</p> <p>第二十二條 知事は、公共施設等運営権が設定されることとなる民間事業者を選定しようとする場合には、次条から第二十六条までに定めるところにより、実施方針(民間資金法第五条第一項に規定する実施方針をいう。)を定めるものとする。</p>	<p>(公園施設の使用承認)</p> <p>第八条 次の各号に掲げる公園施設を使用しようとする者(第一号に掲げる公園施設については、自動車を用いて使用しようとする者に限る。)は、知事の承認を受けなければならない。</p> <p>一 一〇四 略</p> <p>一五及び一六 略</p> <p>二及び三 略</p> <p>(利用料金)</p> <p>第二十条 略</p>

改正案

現行

（公園運営等業務を実施する民間事業者の選定の手続）

第二十三条 民間資金法第八条第一項の規定により公園の運営等の業務（以下「公園運営等業務」という。）を実施する民間事業者として選定されようとする民間事業者は、知事が別に定める期日までに、規則で定める申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

一 公園運営等業務の実施に関する事業計画書

二 前号に掲げるもののほか、規則で定める書類

2 知事は、前項の規定による提出があつたもののうち、提出された事業計画書等により、次に掲げる基準に最も適合していると認めるものを選定し、議会の議決を経て公共施設等運営権を設定するものとする。

一 住民の平等な利用が確保されること。

二 事業計画書が、運営等を適正かつ確実に実施できる内容であること。

三 民間事業者の創意工夫を発揮し、公園の効用を最大限に発揮するとともに、効率的な運営等を行うこと。

四 事業計画書に沿った運営等を安定して行うために必要な経理的及び技術的な基礎を有していること。

五 第二十五条の業務について相当の知識及び経験を有する者を当該業務に従事させること。

六 前各号に掲げるもののほか、知事が公園の設置目的を達成するために必要と認める基準

（公共施設等運営権者が行う運営等の基準）

改正案

現行

第二十四条 公共施設等運営権者（民間資金法第九条第四号に規定する公共施設等運営権者をいう。以下同じ。）は、次に掲げる基準により、公園運営等業務を実施しなければならない。

- 一 公園を利用しようとする者に対して不当な差別的取扱いをしないこと。
- 二 公園運営等業務に関連して取得した個人情報に関する情報その他の情報を適切に取り扱うこと。
- 三 前二号に掲げるもののほか、知事が定める基準

（公共施設等運営権者が行う業務の範囲）

第二十五条 公共施設等運営権者が行う業務の範囲は、公園施設を利用させることその他の公園運営等業務とする。

（公共施設等運営権者が定める利用料金）

第二十六条 第二十一条の規定により公共施設等運営権が設定された場合にあつては、第八条第一項の承認を受けた者は、利用料金を公共施設等運営権者に支払わなければならない。この場合において、第二十条第一項及び第三項の規定は、適用しない。

- 2 利用料金は、公共施設等運営権者が知事と協議して定めるものとする。
- 3 公共施設等運営権者は、前項の利用料金の額を定めたときは、その額を公表するものとする。その額を変更したときも、同様とする。

第二十七条 略

第二十一条 略

別表第一（第十一条関係）

別表第一（第十一条関係）

法第五条第一項の許可に係る使用料

法第五条第一項の許可に係る使用料

改正案

略	区分	公園施設の種別	使用料
	公園施設を設ける場合	宿泊施設	一平方メートル一月につき 二九〇円を 超えない範囲内において規則で定める額
略	店	休憩所、売店及び飲食店	一平方メートル一月につき 二九〇円を 超えない範囲内において規則で定める額
			一平方メートル一月につき 二九〇円を 超えない範囲内において規則で定める額

注略

別表第四（第十一条、第二十条関係）

第八条第一項の承認に係る使用料

一〇十四 略

十五 平城宮跡歴史公園駐車場及び平城宮跡

歴史公園乗降場

使用区分	平城宮跡 歴史公園 駐車場及 び平城宮 跡歴史公 園乗降場 を使用す る場合	乗合型自 動車	一日当 たり	三、〇 〇〇円
使用料				

現行

略	区分	公園施設の種別	使用料
	公園施設を設ける場合	宿泊施設	一平方メートル一月につき 一三八円を 超えない範囲内において規則で定める額
略	店	休憩所、売店及び飲食店	一平方メートル一月につき 二七九円を 超えない範囲内において規則で定める額
			一平方メートル一月につき 二七九円を 超えない範囲内において規則で定める額

注略

別表第四（第十一条、第二十条関係）

第八条第一項の承認に係る使用料

一〇十四 略

改正案

平城宮跡 歴史公園 駐車場の みを使用 する場合	平城宮跡 歴史公園 乗降場の みを使用 する場合	乗合型自 動車	普通自動 車、小型 自動車及 び軽自動 車（自動 二輪車を 除く。）	乗合型自 動車	一日当 たり	二〇〇 円（駐 車する 時間が 二十四 時間以 内に つき五 〇円を 上限と する。）	二〇〇 円	三、〇 〇〇円	一日当 たり	二〇〇 円
--------------------------------------	--------------------------------------	------------	--	------------	-----------	---	----------	------------	-----------	----------

十六及び十七  
略

現行

十五及び十六  
略

二 奈良県立都市公園条例の一部改正（第二条関係）

改 正 案

別表第四（第十一条、第二十条関係）

第八条第一項の承認に係る使用料

一〇十四 略

十五 平城宮跡歴史公園駐車場及び平城宮跡  
歴史公園乗降場

使用区分		使用料
平城宮跡 歴史公園 駐車場及 び平城宮 跡歴史公 園乗降場 を使用す る場合	乗合型自 動車 たり 六、〇 〇〇円	
平城宮跡 歴史公園 駐車場 みを使用 する場合	略	六、〇 〇〇円
	乗合型自 動車 たり 三、〇 〇〇円	

十六及び十七  
略

現 行

別表第四（第十一条、第二十条関係）

第八条第一項の承認に係る使用料

一〇十四 略

十五 平城宮跡歴史公園駐車場及び平城宮跡  
歴史公園乗降場

使用区分		使用料
平城宮跡 歴史公園 駐車場及 び平城宮 跡歴史公 園乗降場 を使用す る場合	乗合型自 動車 たり 三、〇 〇〇円	
平城宮跡 歴史公園 駐車場 みを使用 する場合	略	三、〇 〇〇円
	乗合型自 動車 たり 二、〇 〇〇円	

十六及び十七  
略